

## 由仁町産業住宅申込要領及び注意事項

### 1 申込手続

#### (1) 申込書類

- ア 由仁町産業住宅入居申込書(別紙)に必要事項を記入してください。
- イ 暴力団であるかどうかについて警察署へ意見を聴くことの同意書(別紙)
- ウ 入居予定者全員の本籍の記載された住民票(外国人の方で特別永住者証明の交付対象となる方は、住民基本台帳法に基づき、当町で作成された住民票)
- エ 収入を証明するもの(収入のある方全員の分が必要です。)

##### ① 給与所得の方

- ・前年1月1日以前から引き続き同じ場所に勤めている方  
前年分の源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書(6月以内)
- ・上記以外の方  
職場から給与所得証明見込証明書(申込書の裏面に記載)

##### ② 事業所得(自営業)の方

- ・確定申告書の写し、又は市町村長が発行する所得証明書(6月以内)

##### ③ 公的年金を受けている方

- ・年金、恩給、障害者年金等の振込に通知書又は公的年金等の源泉徴収票を持参してください。

##### ④ すでに退職された方及び失業状態にある方

- ・退職証明書、失業状態が確認できる書類(雇用保険受給者証、離職票)

#### オ 市町村税を滞納していない証明書(就学者を除く)

由仁町では住民課税務担当が窓口です。

##### ① 市町村長が発行する市町村税完納証明書

##### ② 非課税の方は市町村長が発行する非課税証明書

##### ③ 申込時の年の1月1日現在で由仁町に在住していない方は、以前住んでいた市町村で発行する納税証明書

#### カ その他必要な書類

##### ① 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は持参してください。

##### ② 学生の方(高校生以下の方は不要)

- ・通学先の学校が発行する在学証明書

##### ③ その他

- ・住宅入居申込付属(別紙)
- ・同居する方が婚約者である場合、婚約証明書と婚約者の収入の有無を証明する書類(婚約者が退職する場合は退職証明書)

#### (2) 申込資格

次のアからカまでの全てに該当することが必要で、一つでも欠ける場合は申込み資格がありません。

- ア 夫婦(婚約者も含みます)又は親子を主体とした家族、若しくは単身者であること。

- ・ 家族を不自然に分割しての申込は認めません。
  - ・ 住宅を所有されている方の申込は出来ません。
- イ 家賃の支払い能力があると認められる方（所得などで判断します。）  
 申込時に住んでいる住宅が賃貸住宅の場合、賃貸借契約書などの家賃額のわかる書類を提出していただきます。
- ウ 現に次のいずれかに該当する住宅困窮理由が明らかな者であること。
- ・ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方
  - ・ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない方
  - ・ 住宅の規模設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適切な居住状態にある方
  - ・ 正当な事由による立退きの要求を受け適当な立退き先がないため困窮している方（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、高額所得のため町営住宅の明渡しの請求を受けている方など。）
  - ・ 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方
  - ・ 前各号に該当する者のほか住宅に困窮している事が明らかな方
- エ 連帯保証人があること。  
 連帯保証人は、入居申込者と同等以上の収入を有する者で市町村税等の滞納がないこと。
- オ 市町村税等の滞納がないこと。
- カ 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※注意 町外からの申込者は、入居契約時に住民票を由仁町に転入していただき、その(写)を提出して頂きます。

## 2 月収額の計算方法

「収入」とは、ここでは税込総支給額を、「所得」とは、一定の計算方法で算出した金額をいいます。（給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額です）

- (1) 同居する家族（婚約者も含みます。）に所得がある者が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算してから所得金額を合算します。
- (2) 国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、各種共済年金の収入は、月収額計算の際、給与収入(雑所得)として扱います。
- (3) 次のような収入は、所得税法の課税対象とならないため月収額の対象になりません。
  - ・ 生活保護の生活援助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金等

## 3 申込について

- (1) 申込書提出後は記載事項の変更はできません。

- (2) 原則、申込書提出後は入居しようとする人の増減はできません。
- (3) 申込書を審査した結果、失格や無効であることが明らかなきときは、その旨を通知します。

#### 4 入居決定について

- (1) 申込書を審査し入居を決定したときは、「産業住宅入居許可書」を郵送します。
- (2) 入居の申込をした人が、募集戸数を超えるときは、住宅の困窮実情に応じ入居できるよう配慮し選考します。  
なお、選考しがたい場合は公開抽選によります。

#### 5 入居手続について

- (1) 入居決定者は、別途入居許可の通知があった日から10日以内に入居手続を済ませてください。  
※注意 この期間内に手続のない場合は、入居の決定を取り消すことがあります。  
なお、都合の悪い場合は理由を申し出てください。
- (2) 敷金は家賃の2か月分を入居手続の時に納めてください。
- (3) 敷金は入居者が住宅を立退くときこれを還付します。
- (4) 敷金には利子は付けません。
- (5) 入居決定者と連帯保証人の連署する「産業住宅入居請書」を提出してください。

#### 6 入居について

産業住宅は、由仁町のお金で建設された町有財産ですので、入居中は次の事項を守ってください。

- (1) 家賃は、毎月末日までにその月分を納めてください。ただし、入居又は明渡しにおいて、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算になります。(月額家賃×使用日数÷その月の日数)
- (2) 次に掲げる費用は入居者の負担になります。

##### ア 上下水道

由仁町水道事業及び農業集落排水施設の条例に基づく使用料

##### イ 専用電気及び機器類(住戸専用)

北海道電力㈱の規定に基づき機器の貸与料及び使用料

- ・居間、洋室、和室6帖及び4.5帖間には、照明器具が取り付けられておりませんので入居者が購入取付けのうえ使用してください。

なお、備付けの照明器具についてもランプ類が損傷したときは、入居者の負担で取替えしてください。

##### ウ 共用電気(A～C・K棟)

建物玄関、階段照明及び屋外照明(外灯)に要する電気料金

- ・A～C棟は1棟8戸、K棟は1棟4戸の按分で機器の貸与料及び使用料を負担していただきます。

なお、共用電気料は、各棟の代表者(北電に電気料を支払う者)が按分した料金を取りまとめて支払うことになります。

エ LPガス

取扱店と入居者の契約による機器の貸与料及び使用料

オ 電話

日本電信電話株の規定に基づく機器の貸与料及び使用料

カ テレビの受信料等

地上デジタル放送が受信できるように配管及び配線をしています。アンテナについては、A～C棟及びK棟は共同アンテナを役場設置していますが、その他の建物は、個別対応になっていますので設置は各自が行ってください。

キ 給湯用機器(ボイラー)設置費用

A～C棟の給湯用機器及びこれに伴う配管接続工事費用

なお、前入居者が設置したままとなっている場合は、引き続き使用可能ですが、故障等の対応は入居者負担となります。給湯用機器を設置するときは、施工業者を決め土木・建築担当と打合せをしてください。

ク 灯油

取扱店と入居者の契約による機器の貸与料及び使用料

ケ 網戸

網戸本体及び網戸の網の張り替え費用

コ 物干し竿(物干し台除く)

サ 汚物及びじんかいの処理に要する費用

シ 共同施設の使用又は維持運営に要する費用

ス 入居者の責めに期すべき事由によって修繕の必要性が生じた時は、復旧に要する費用

(3) その他

ア 退去時における畳の裏返し及び襖の張り替えに要する費用

住宅の使用期間が6か月以上の場合、退去時に畳の裏返し、襖の張り替えの費用を負担していただきます。1枚当りの各単価は、毎年4月に業者見積等を参考に決定します。

イ 車の保管場所は、A～C・K棟については物置横のスペースを、D～J・L～O棟については南面等の空きスペースを利用してください。なお、車庫の設置はご遠慮願います。

ウ 由仁町産業住宅設置及び管理条例並びに同施行規則によります。

何か不明な点がありましたらお問い合わせください。

由仁町建設水道課土木・建築担当

電話 0123-83-2116